

鳥取県本社機能移転等による移住者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県本社機能移転等による移住者支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本県へ本社機能の移転等を実施する企業の雇用者が、県外から本県へ移住するための経費に対して、市町村と連携して補助することにより、企業誘致に伴う本県への移住を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第2欄に掲げる者（以下「支援金対象者」という。）に対して、同表の第1欄に掲げる支援金（以下「補助対象経費」という。）を交付する市町村に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助対象経費の額に同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 前2項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同様第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（支援金対象者）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

| 補助事業者等 | 支援金対象者 |
|----------------|----------|
| 交付決定 | 間接交付の決定 |
| 補助事業等 | 間接補助事業 |
| 知事 | 市町村長 |
| 様式第2号による | 市町村長が定める |
| 対象事業 | 間接補助事業 |
| 様式第3号による | 市町村長が定める |
| 補助金等及び間接県費補助金等 | 間接補助金 |

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 市町村は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、支援金対象者に対して指示をし、又は支援金対象者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(間接補助金の支払い)

第11条 市町村は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく支援金対象者に支払わなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県本社機能移転等による移住者支援補助金実施要領によるものとし、これに定めのないものについては、交流人口拡大推進本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

| 1 補助対象経費 | 2 支援金対象者 | 3 補助率 | 4 勤務先企業要件 |
|--|---|-------------------------------|---|
| <p>市町村が欄2の対象者に対して支給する支援金の額。</p> <p>【適用要件】</p> <p>(1) 当該市町村に継続して5年以上居住する意思を有していることを確認すること。</p> <p>(2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(3) 転入後、3年以内に支援金対象者が県外へ転出した場合は、県補助額・市町村負担分とともに返還されること。</p> | <p>次に掲げる事項の全てに該当する者であること。</p> <p>(1) 欄4の要件を満たす企業の雇用者で、県外拠点の機能・業務の一部移転をはじめとする本県における業務の充実のため、県内での勤務を命じられた者であること。</p> <p>(2) 県内での勤務の始まりが、令和3年4月1日以降であること。</p> <p>(3) 県外から県内の市町村に転入したこと。ただし、島根県出雲地方（松江市、安来市、出雲市、雲南市、奥出雲町、飯南町）、岡山県真庭地域（真庭市、新庄村）、兵庫県但馬地域（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）からの転入は除く。</p> <p>(4) 申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。</p> <p>(5) 一時的な転勤ではなく、当該市町村に、申請日から継続して5年以上居住する意思を有していること。</p> | <p>補助対象経費の2分の1（上限額 150千円）</p> | <p>本社の所在地が県外にあり、次に掲げる県の企業誘致支援のいずれかを受けていること。</p> <p>(1) 企業分散立地支援補助金</p> <p>(2) 産業成長応援補助金（成長・規模拡大ステージ又は一般投資支援）</p> <p>(3) 次世代ソフトウェア産業等創出補助金</p> |

様式第1号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県本社機能移転等による移住者支援補助金事業計画（報告）書

| | | | | | |
|--------------------|---|-------------|------------------|-----|-------|
| 市町村名 | 【担当窓口】 担当部署： 担当者職・氏名： 電話／ファクシミリ： メールアドレス： | | | | |
| 事業の名称 | | | | | |
| 事業期間 | 年　月　日 ～ 年　月　日 | | | | |
| 事業内容 | 対象件数 | 支援金 支給単価 | 支給額 (うち補助対象額) | 補助率 | 交付申請額 |
| | 件 | 円 | (　円　円) | 1/2 | 円 |
| | ※支援金の見込み件数（実績件数）及び交付見込み額（実績額）を記載すること。 ※支給単価が30万円を超える場合、超過した額については補助の対象外。 | | | | |
| 県の他の補助金 ・交付金の活用 | <input type="checkbox"/> 活用しません ※活用される場合、第3条第3項の規定により本補助金の交付は受けられません。 | | | | |

(注) 添付書類は以下のとおり。

- (1) 事業計画時
 - ア 市町村における補助金交付要綱、予算措置状況が分かるもの
- (2) 事業報告時
 - ア 交付状況一覧（別紙）

| No. | 氏名 | 住所 | 転入 年月日 | 就業先及び 就業年月日 | 就業先に対する県の 企業誘致支援 | 交付額 |
|-----|----|----|-----------|----------------|---------------------|-----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県本社機能移転等による移住者支援補助金事業収支予算（決算）書

1 収 入

（単位：千円）

| 区分 | 予算額 (又は決算額) | 備考（積算等） |
|------|----------------|---------|
| 本補助金 | | |
| 市町村費 | | |
| その他 | | |
| 合 計 | | |

2 支 出（事業費内訳）

（単位：千円）

| 区分 | 予算額 (又は決算額) | 備考（積算等） |
|-----|----------------|---------|
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

（注）収支予算書として提出する場合、事業に係る予算の概要が分かる資料を添付すること。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県本社機能移転等による移住者支援補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県本社機能移転等による移住者支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

| | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県本社機能移転等による移住者支援補助金交付要綱（令和3年3月30日付第202100003660号鳥取県交流人口拡大本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならぬ。